

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社C店（以下「会社」という。）に雇用期間の定めのあるパートナー社員として採用され、販売員として勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、売場から左右対になっている左扉を押し開けて倉庫へ入った際に、戻ってきた右扉に激突し、左側面を下にして転倒し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、本件災害から4日後の同月〇日、D病院に受診し「腰部打撲傷、左膝打撲傷、外傷性腰椎椎間板障害、左肩関節打撲」との診断を受け、その後、複数の医療機関に転医し、加療を継続した。

請求人は、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、E病院に通院加療し、監督署長に同病院への移送費の請求をしたところ、監督署長は、医学的にタクシーを使用しなければ通院できなかったとは認められないとして、同病院への通院に係る移送費を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、E病院及びF病院に通院加療し、監督署長にこれらの病院への移送費の請求をしたところ、監督署長は、

医学的にタクシーを使用しなければ通院できなかったとは認められないとして、E病院への通院に係る移送費の全部及びF病院への通院に係る移送費の一部を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであるが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで棄却した（以下「前裁決」という。）。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会は、前裁決において、本件災害により発症した疾病の加療のためのタクシー利用に係る移送費については、請求人の訴える疼痛の原因は明らかとは言えず、医学的にその必要性が認められないと判断しているところであり、本件再審査請求に関して請求人が提出している資料及び主張を精査しても、いずれも前裁決における当審査会の判断を変更する必要性は認められない。したがって、本件再審査請求におけるタクシー利用に係る移送費についても、前裁決と同一の理由により医学的にその必要性は認められない。

また、請求人らは、G医師の回答書を根拠に、請求人に加齢性の変性があったとしても、加齢変性のみでは、現在のような症状が発現することはないとされており、本件災害がなければ、現在の請求人の症状は存在しない旨主張する。しかしながら、前裁決において、請求人の訴える疼痛の原因は医学的に明らかとは言

えないと判断しているとおりに、本件災害によって発症した傷病と請求人に発現した疼痛の間に因果関係を認めることはできず、請求人らの主張を採用することはできない。

さらに、請求人らが指摘する判例は、本件と事案を異にするものであり、請求人らの主張は採用できない。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。